

様式第 2 号

共同住宅等の戸別検針及び戸別徴収等に関する協定書

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 小 川 尋 海 （以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、
_____の
戸別検針及び戸別徴収事務について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団共同住宅等の戸別
検針及び戸別徴収の取扱いに関する特別措置規程（以下「共同住宅等の特別措置
規程」という。）第 5 条の規定により、次のとおり協定を締結する。

- 第 1 条 受水槽及び直結給水増圧装置（以下「増圧装置」という。）以降に設置す
る水道メーター等（親メーターと受水槽及びメーターバイパスユニットと増圧
装置の間で甲が特に認めた水道メーターを含む。）は、甲が貸与するメーターと
する。
- 2 甲が貸与した水道メーターの管理は乙が行うものとし、管理義務を怠つたた
めに水道メーターを忘失又は棄損した場合は、その費用を乙が負担するものと
する。
- 3 甲は、戸別検針及び戸別徴収事務に必要があると認めたときは、水道メータ
ー付近の施設を調査し、乙に対し、適当な措置を指示することができる。
- 第 2 条 給水装置及び受水槽以降の流末装置（水道メーターを除く。）に係る維
持管理は、すべて乙の責任において行うものとする。
- 第 3 条 甲は、受水槽の清掃、漏水その他の理由で、親メーターにより計量され
た使用水量が、戸別に計量された使用水量の合計水量を超えた場合、その差額
を乙から徴収することができる。
- 2 増圧装置を設置する施設については、前項の規定を適用しない。ただし、
メーターバイパスユニット以降の施設で漏水等異状水量が見られた場合、親メ
ーターを設置し、前項の規定を適用するものとする。
- 第 4 条 乙は、次項、第 3 項に該当するときは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事
業給水条例（以下「給水条例」という。）、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業
給水規程（以下「給水規程」という。）及び共同住宅等の特別措置規程の規定に
より、所定の届出をしなければならない。
- 2 次の各号の一に該当するときは、あらかじめ届出をしなければならない。
- (1) 水道の使用を開始又は中止するとき
- (2) 管理人を選定したとき
- (3) 管理人に変更（住所、電話等の連絡先を含む）があるとき

- (4) 乙の、住所又は電話等の連絡先に変更があるとき
- (5) 共同住宅等の名称又は水道メーターの個数等の変更があるとき
- (6) オートロック及び錠を取り付けるとき、又はその暗証番号及び錠の変更が
あるとき
- (7) 協定を解除するとき
- 3 乙は、共同住宅等を他に譲渡し、名義を変更したとき、又は分譲住宅等で、
管理組合を設立し、その代表者が決定又は変更したときは、速やかに甲に届け
出なければならない。
- 4 甲は、前項の届出があったときは、新たに協定を締結するものとする。ただ
し、管理組合においてその代表者の変更については、この限りではない。
- 5 前第 1 項、第 2 項及び第 3 項の届出を怠つたために生ずる問題は、すべて乙
の責任とする。
- 第 5 条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、その理由の継続する間、親メー
ター検針により水道料金を乙から徴収する。
- 2 甲は、前項の親メーター検針を行う場合、文書により乙に通知するものとす
る。
- 第 6 条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 3 月 3 1 日
までとする。ただし、有効期間満了前 3 0 日までに甲又は乙から協定の更新に
ついて異議の申し立てがないときは、更に 1 年間協定を更新するものとし、以
後も同様とする。
- 第 7 条 本協定に定めのない事項については、給水条例、給水規程及び共同住宅
等の特別措置規程の規定によるものとする。
- 第 8 条 本協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。
この協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

年 月 日

埼玉県坂戸市千代田一丁目 1 番 1 6 号
甲 坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 小 川 尋 海

乙